

パブリックコメント案件概要

(様式3)

案件名: 尼崎市障害福祉計画(第7期)の策定について

1. 施策の概要

障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る「成果目標」や「活動指標」のほか、それら確保に向けた方策等を定めることにより、本市における障害福祉サービスや障害児通所支援、相談支援等の提供体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにします。

2. 施策策定(見直し)に至った背景・問題点など

「尼崎市障害福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項と児童福祉法第33条の20第1項に基づき、本市の障害福祉サービスや障害児通所支援、相談支援等の提供体制の確保を図るための法定計画です。現行の第6期計画の期間が令和5年度末をもって終了するため、令和5年5月に告示された「障害福祉サービス及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正」(以下「基本指針」という。)や関係法制度の改正内容等を踏まえて、新たに第7期計画を策定するものです。

3. 目指す姿・対応策など

【基本指針に新たに盛り込まれた主な事項(策定のポイント)】

- ① 障害児の健全な発達と地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進に向けた「児童発達支援センター」を中核機関とする重層的な地域支援体制の構築
 - ② 基幹相談支援センターを含む「地域生活支援拠点」の機能充実とそれぞれの支援機関の役割を踏まえた効果的な連携
 - ③ 強度行動障害等を有する障害者等の支援ニーズの把握と地域の関係機関との連携による支援体制の整備
 - ④ (自立支援)協議会での個別事例の検討等を通じて抽出される課題を踏まえた支援体制の整備取組の活性化
 - ⑤ 就労アセスメントの手法を活用して本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス(就労選択支援)の創設
- ① 市立の児童発達支援センター「たじかの園」の機能を充実させ、「障害児通所支援事業所に対する支援内容の助言・援助」等の機能を担う地域の障害児支援の中核的な施設にしていきます。
 - ②③④ 本市の「地域生活支援拠点」機能を担う支援機関の連絡会を活用し、より効果的な支援・連携体制を検討していくとともに、当該連絡会で協議している「支援困難ケース(強度行動障害等を含む。)」の対応や支援ニーズの把握も進めていきます。また、これらの取組から抽出される課題等を踏まえた地域の支援体制について、本市の「自立支援協議会」でも検討していけるよう、当該協議会の体制づくり(再編)に取り組みます。
 - ⑤ 令和7年10月開始予定の「就労選択支援」が地域で円滑に実施されるよう、就労系サービス事業所のネットワーク会議において支援内容の共有や効果的な運用方法等について協議していきます。

4. 施策の対象範囲・期間など

<対象範囲> 市民、事業者 <期間> 令和6年度から令和8年度まで

5. 市民意向調査の概要(ステップ1、2省略の場合はその理由)

市内在住の障害者等(障害者手帳所持者など)7,500人に対して、普段の生活の様子や福祉サービスの利用状況等に係るアンケート調査を実施(有効回答数:3,013人、回収率:40.2%)するほか、市内の事業所の協力のもと、障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス)を利用する児童の保護者を対象に、現在の利用状況や今後の支援ニーズ等に関する個別調査を実施(有効回答数:616人)して、本計画の策定のための基礎資料としています。

6. 施策の検討経過

(1) 素案検討過程での主な論点

本市では、「障害福祉計画」と「障害者計画」の進捗管理(評価)を一体的に行い、両計画の「評価・管理シート」を作成(公表)しています。今般の「尼崎市障害福祉計画(第7期)」の策定にあたっては、当該シートでまとめてきた各サービスの実施状況や今後の取組方向等を踏まえつつ、上記3の「策定のポイント」を中心に「社会保障審議会障害者福祉等専門分科会(計画策定部会を含む。)」や「自立支援協議会」、「手話言語条例施策推進協議会」のほか、本市拠点機能を担う支援機関の連絡会等で議論を進めてきました。

(2) 策定過程で比較検討した複数案の主な項目と反映理由

—

7. 今後のスケジュール

令和6年2月 尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会等の開催(パブリックコメントの意見反映等)
3月 パブリックコメント等の結果の公表
同月 尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会から本計画について答申

8. 添付資料

- (1) 尼崎市障害福祉計画【わかりやすい版】(素案)
- (2) 尼崎市障害福祉計画【施策推進編】(素案)

9. お問い合わせ先

福祉局法人指導・障害福祉担当(部)障害福祉政策担当(課)
〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁南館2階
電話番号 06-6489-6577 ファックス 06-6489-6351 アドレス ama-shogaikeikaku@city.amagasaki.hyogo.jp